

# I. 重要事項説明書

## 1. 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 徳心会
事業者の所在地	千葉県流山市南流山9丁目2番地の9
事業者の連絡先	04(7189)8088
代表者氏名	理事長 徳山 伸一

## 2. 当園の概要

種別	保育所							
名称	森のまちはやて保育園							
所在地	千葉県流山市木1丁目24番地の4							
連絡先	TEL 04-7186-7800 FAX 04-7186-7801							
施設長氏名	園長 森畑 美津子							
開設年月日	令和2年4月1日							
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(3号)	6人	10人	11人	11人	11人	11人	60人
当園の基本理念・方針	<p>『保育方針』</p> <p>子どもの「意欲」「関心」「興味」を引き出し、受け止めそして活動（形）として体験・経験をすることでの「満足感」や「達成感」を得る中で育つ自己肯定感。これを土台に、「健康」「人間関係」「環境」「言語」「表現」の5領域を基に、子どもの活動を通して総合発育を目指すことを基本とし、個々の発達過程に合わせた保育を実施いたします。</p> <p>そして、幼児期に大切なことは、生活習慣の基礎をしっかりと身につけることです。さらに、自立心を養い、自主性が育つよう心掛け、遊びを中心とする保育の中で子ども達が心身共に伸び伸びと活動できる環境を作り、満たされた一日を過ごせるよう日々研鑽して参ります。</p>							

『基本保育内容』

【乳児の保育】

0 歳児 にじいろ組

- ・生理的欲求や甘えなどの依存欲求を満たし、情緒を安定させ、生活リズムを整えていく
- ・発達の個人差を理解し、寝返り・腹這いなどの成長を見守りながら自由な探索活動など運動的な活動を楽しませる
- ・喃語応答や語りかけをし、発語意欲を育てる

1 歳児 そよかぜ組

- ・保育士との信頼関係を築き、食事・排泄・着脱などの活動を通して自分でしようとする気持ちを育てる
- ・様々な生活遊びを通して自由な活動を十分に行い、体を動かす事や友だちに興味を持ち言葉を使う事を楽しませる

2 歳児 あおぞら組

- ・自分でしようとする気持ちを大切にし、そのための援助をしながら意欲を持たせ、基本的な生活習慣を少しずつ確立させる
- ・模倣や探索活動を通して保育者が仲立ちとなり、友だちと一緒に遊ぶ楽しさを体験させる

【幼児の保育】

3 歳児 ながれぼし組

- ・子ども同士のふれあいを大切にし、親しみ、模倣したりごっこ遊びを楽しませる
- ・個々の気持ちを十分に受け止め、自分でできる喜びを知り、基本的な生活習慣を身に付け、生活を楽しませる

4 歳児 しずく組

- ・生活に必要な基本的な生活習慣や態度・集団生活の規律などを身に付け、友だちとの関わりの中から楽しさや思いやりの気持ちを育てる
- ・自分を取り巻く様々な環境の中で、関わり方や遊び方の体験を通して、友だちという事の喜びや楽しさを感じさせる

5 歳児 おひさま組

- ・基本的な生活習慣を確立させ、クラスの友だちや異年齢との関わりの中で規律を知り思いやりの心を育て、協力する態度を身に付けさせる
- ・遊びや活動の実体験を通して創意工夫することにより、表現意欲を高め、主体的な活動を楽しませる

### 3. 施設の概要

敷地	敷地全体	430.00 m <sup>2</sup>
園舎	延べ	木造 2 階建 (506.50 m <sup>2</sup> )

### 4. 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
ほふく室	1 室	にじいろ組 - 0 歳児
乳児室	2 室	そよかぜ組 - 1 歳児 あおぞら組 - 2 歳児
保育室	4 室	ながれぼし組 - 3 歳児 しずく組 - 4 歳児 おひさま組 - 5 歳児 つき組 - 保育室 (朝夕受入等)
遊戯室	1 室	
事務室	1 室	
給食室	1 室	

### 5. 職員体制 (令和 2 年 4 月 1 日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	0 人	
主任	1 人	1 人	0 人	
保育士	10 人	7 人	3 人	
栄養士 (調理兼務)	4 人	0 人	4 人	
保育助手	3 人	0 人	3 人	

※上記は令和 2 年度の体制です。毎年度変わります。

### 6. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

#### 【2号・3号認定子ども (保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分 (11 時間)
	保育短時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分 (8 時間)

延長保育	保育標準時間	朝：なし 夕：午後 6 時 01 分～午後 8 時 00 分
	保育短時間	朝：午前 7 時 00 分～午前 8 時 30 分 夕：午後 4 時 31 分～午後 8 時 00 分
開園時間	月～金曜日	午前 7 時 00 分～午後 8 時 00 分
	土曜日	午前 7 時 00 分～午後 7 時 00 分
休業日	日曜日・祝祭日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

## 7. 利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収 ※表示金額は税込となります	給食費※1	月額	6,500 円
	教材費※2	一式	0 歳児 約 2,800 円 1 歳児 約 3,000 円 2 歳児 約 5,200 円 3 歳児 約 8,000 円 4 歳児 約 12,700 円 5 歳児 約 12,800 円  ※年度により若干の変動有 ※新入園児対象金額（進級児はこれに限らない）
	補食費※2	月曜～土曜日 18 時 15 分以降の利用 につき	50 円 / 1 回
	延長料金※2	【短時間保育】 16:31～17:30 17:31～18:30 18:31～ 【標準時間】 18:01～19:00 19:01～20:00 20:00～	30 分毎 50 円 30 分毎 150 円 30 分毎 1,000 円 30 分毎 50 円 30 分毎 150 円 30 分毎 1,000 円

※1…給食費の取り扱いについては、資料1「給食費の取り扱いについて」をお読みください。

※2…教材費・補食費・延長料金の取り扱いについては、資料2「実費徴収費の取り扱いについて」をお読みください。

## 8. 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

## 9. 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式・進級式
5月	こいのぼり会・春の遠足（3～5歳児）・個人面談
6月	虫歯予防デー（歯科衛生指導）
7月	プール開き・たなばた会・お泊り会（年長児）
8月	なつまつり
9月	敬老の日
10月	運動会・秋の遠足（0～5歳児）
11月	卒園遠足・七五三
12月	発表会・クリスマス会・もちつき会
1月	お正月遊び会・凧あげ会
2月	節分会・保育参加・個人面談
3月	ひな祭り会・おわかれ会・卒園式

毎月誕生会・避難訓練があります。  内科健診（年2回）、歯科健診（年1回）

## 10. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

### 【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の内定	市が行う利用調整による
利用決定	市が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき</li> <li>・保護者から退園の申し出があったとき</li> <li>・利用継続が不可能であると認められたとき</li> <li>・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>
利用に当たっての留意事項	<p>『登降園について』</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 誘拐や交通事故を防止する為、登・降園には必ず保護者同伴でお願いします。</li> <li>2. 登園の際、お子さまに食べものや飲みものを与えないで下さい。</li> <li>3. 登園の際、保育士にお子さまを託しましたら速やかにお帰り下さい。</li> <li>4. 降園の際、保育士に声をかけてからお帰り下さい。</li> <li>5. お迎え時間の変更や、お迎えの人がいつもと違う場合は、必ずご連絡をお願いします。</li> </ol>

- 6.送迎用の駐輪場・駐車場の利用については、安全且つ速やかにお願いします。
- 7.安全の確保及び近隣の迷惑を考慮し、路上駐車はおやめ下さい。
- 8.乳児組のお子さまは、毎日検温してから登園して下さい（連絡ノートに記入）。

『園との連絡について』

- 1.保護者の勤務体系（勤務先変更・退職等）・住所・電話番号などに変更があった場合は、速やかに届け出て下さい。
- 2.園を休む時は、その都度連絡をお願いします（電話連絡は、午前9時迄をお願いします）。
- 3.保育時間中の保育士への電話は、原則として取り次げませんので、電話に出た職員に用件をお伝え下さい。

『病気の場合について』

- 1.流行性疾患の場合は、医師による登園証明を提出して下さい。
- 2.登園前、身体の具合が悪い場合（37.5℃以上の発熱など）は、休ませて下さい。
- 3.感染症などの疑いのある場合は、医師の診察を受けて下さい。
- 4.特異体質のお子さまは、担任に申し出て下さい。
- 5.やむを得ず薬を持たせて登園させる場合は、病院からの投薬を持たせるようにして下さい（1回分毎に分けて下さい…シロップ類も同様）。

『非常災害時の対応について』

- 1.災害時に備え、毎月1回避難訓練を行います。
- 2.緊急連絡先（勤務先以外で両親が帰宅できない時の連絡先）を決め、園に届け出て下さい。
- 3.緊急連絡内容などは、一斉配信を行いますので、登録をお願いします。
- 4.通信機関がストップした場合は、災害用伝言ダイヤル171に子ども達の状況を録音しますので、音声ガイダンスに従って状況の確認をして下さい。

『安全管理について』

- 1.子ども達の安全を守るため、不審者情報に対して、警察・消防・地域の方々のご協力をいただきます。
- 2.事故防止のため、園庭・遊具などの施設・設備の点検を行い、安全の徹底を図ります。

『服装・持ち物について』

- 1.服装  
フード付きの洋服等危険の伴う洋服は事故防止のため、禁止いたします。  
プライベートゾーンが守られる服装でお願いいたします。（例：スカートの下にレギンスを履く等）
- 2.通園靴  
通園靴は、運動靴を使用して下さい。  
※サンダル等は、使用しないで下さい。

『お昼寝について』

お昼寝は、年間を通して（年長児を除く）全園児行います。なお、お昼寝には簡易ベッドを使用（0歳児は月齢に応じて）します。夏はタオルケット・冬は毛布をご持参下さい。

『給食について』

- 1.お弁当の日（園外保育等）を除き、全員に給食を提供します。
- 2.配布された献立表は必ず目を通して下さい。
- 3.アレルギー食（除去食など）については、医師の診断書に基づき、栄養士との打ち合わせをしながらすすめていきます。
- 4.歯ブラシ・コップなどは、いつも清潔な袋に入れて下さい。

	<p>5.午前中（土曜日も含む）のおやつ（牛乳）は、1・2歳児のみに出ます。午後3時のおやつは、全員に出ます。</p> <p>『記名について』</p> <p>1.教材類には、クレヨン1本・粘土ペラ1本にまで名前を書いて下さい。 2.衣服・くつ・ハンカチ・タオル・カバン・袋等、名前が消えていないかどうかを確かめて下さい。</p> <p>『その他』</p> <p>1.登園の際、絵本・おもちゃ・マスコットなどは原則持たせないで下さい。 2.休日の園舎・園庭への出入りは、許可のあった場合を除き禁止とします。 3.園内での保護者主催の行事などは、必ず園長の許可を得て下さい。 4.配布又は配信した園だより・クラスだより・プリント類には必ず目を通し、必要な対応をお願いします。 5.年2回囑託医による健康診断と、年1回歯科医による歯科健診を実施します。</p>
--	---

### 11. 囑託医

医療機関の名称	いけだ内科小児科クリニック
医院長名	池田 郁雄
所在地	〒270-0163 千葉県流山市南流山 2-8-10
電話番号	04-7157-7717

医療機関の名称	RERA DENTAL CLINIC(レラデンタルクリニック)
医院長名	加藤 仁美
所在地	〒270-0162 千葉県流山市大字木 462-4(木 B66 街区6) Leap BLD 2F
電話番号	04-7157-4184

### 12. 緊急時における対応方法

<p>特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。</p>
--

#### 【管轄する消防署】

消防署名	南消防署
所在地	〒270-0163 流山市南流山 3丁目9番地の6
電話番号	04-7159-0119

【管轄する警察署】

警察署名	流山警察署
所在地	〒270-0128 流山市おおたかの森西3丁目744番地の4
電話番号	04-7159-0110

13. 非常災害対策

防火管理者	園長
消防計画届出年月日	令和2年4月1日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施いたします
防災設備	消火器・誘導灯・火災報知機を備えています
避難場所	南流山小学校グラウンド
緊急時の連絡手段	電話・一斉メール配信・伝言ダイヤル171

※防火管理者は人事配置により変更することもあります。

14. 虐待の防止のための措置

<p>第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備</p> <p>(2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止</p> <p>(3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施</p> <p>(4) その他虐待防止のために必要な措置</p> <p>2 同条第1項第2号における虐待等の行為とは、「流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月流山市条例第12号。以下「市運営基準条例」という。）」第25条に規定する行為をいう。</p> <p>3 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、流山市こども家庭部子ども家庭課・児童相談所等適切な機関に通告する。</p>
--



## 15. 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	森のまちはやて保育園 主任		
相談・苦情解決責任者	森のまちはやて保育園 園長		
第三者委員	近藤 博之	法人理事	03-6277-8822
	岡村 徳久	法人理事	04-7157-8555

### 【要望・苦情等への対応方法】

苦情等を受けた場合には、適切に対応します。また、この内容については、記録をします。

※上記は令和元年度の体制となります。人事配置により、変更となることがあります。

## 16. 賠償責任保険の加入状況

保育園賠償責任	(施設賠・昇降機) 対人 1 名 1 億円/1 事故 10 億円まで		
保育者賠償責任	対物 1 事故 1 億円/1 事故 10 億円まで		
特約	(生産物賠) 対人 1 名 1 億円/1 事故 10 億円まで		
	対物 1 事故/10 億円まで		
保育園団体障害	死亡・後遺障害	保険金日額入院	通院保険金日額
	100 万円	500 円	300 円

## 17. 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

## 18. その他

### (1) 重要事項の説明・同意

- 当園における教育・保育の提供にあたり、書面により重要事項の説明を受けたことの確認のため、同意書に記入いただき、ご提出をお願いいたします。

※確認後、原本はお返しいたします。

(2) 個人情報使用の同意

- 児童及び保護者等の個人情報について、小学校への円滑な移行など関係機関と必要最小限の範囲内で使用することが必要になりますので、ご了承いただくとともに「個人情報使用同意書」を提出くださるようお願いいたします。

(3) 写真等の使用

- 写真等の使用において、園だよりやクラスだより、掲示物でお子様や保護者の方の写真や名前を掲載させていただくことがあります。当園の保育内容の発信ツールとして YouTube、Instagram 等、また、市広報や研究資料等園外においても使用させていただくことがありますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、ご都合の悪い場合は、各クラス担任または主任、園長までお知らせください。

## 「給食費の取り扱いについて」

### 1. 食材料費について

主食費・副食費を合わせて一食 ¥325 円、月額 6,500 円（月～金/月 20 日）とする。

### 2. 徴収方法について

原則、口座振替で徴収いたします。※詳細は、資料 2 をお読みください。

### 3. 幼児が長期休暇をした場合の取り扱いについて

事前（土日祝を除く 10 日前）に申請を受け、かつ給食を休暇月の月初から月末までで一度も提供していない場合は、徴収を免除いたします。（例：10 月 1 日から 10 月 31 日まで休んだ）

※事前申請受付期間につきましては、法人が認めるやむを得ない事情の場合、これに限らない。

### 4. 給食費の実費徴収の対象者は、2 号認定子ども（3 歳児から 5 歳児）。

3 号認定子ども（0 歳児から 2 歳児）については、現行の取り扱いを継続する。

（令和元年 9 月 1 日現在）

### 5. 年収 360 万円未満相当の世帯及び第 3 子以降については、主食、副食ともに、免除とする。対象

者については、市から保護者に通知予定。（令和元年 9 月 1 日現在）

## 「実費徴収費の取り扱いについて」

### 1. 徴収方法について

原則、口座振替で徴収いたします。

当月分の「給食費・教材費・補食費/延長料金」を内訳提示した請求書を翌月 5 日までに配布し、翌月 26 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にまとめて引き落としいたします。

※振替手数料は、保護者様のご負担となります。

※初回及び口座変更時は新規変更登録料といたしまして、別途手数料がかかります。

（例：10 月分実費徴収費→11 月 5 日請求書配布、11 月 26 日引き落とし）

### 2. 引き落とし不能分（未納）について

原則、指定日までにご自身での振り込みをお願いいたします。

※未納であった場合でも、振替手数料はかかってしまいますので、ご自身の振り込みの場合も、振替手数料含む金額での徴収となります。

※振込手数料は、保護者様のご負担となります。